



# 島根県報

平成20年5月9日(金)  
号外第80号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

家畜伝染病予防法第9条の規定に基づく消毒の実施

(農畜産振興課)

## 告

## 示

### 島根県告示第415号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、次のように消毒の実施を命ずる。

平成20年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの緊急的な発生予防

#### 2 実施する区域

県内全域

#### 3 実施の対象

県内の1,000羽以上の飼養家きん農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養家きん施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同様と認められる方法により消毒を自ら行う農場を除く。

#### 4 実施の期日

平成20年5月12日から平成20年5月31日まで

#### 5 消毒の方法

消石灰等の農場内散布(家畜防疫員が必要と認める範囲)

